

新	旧	備考欄
<b>令和2年度</b> 柏市地域包括支援センター運営方針	<b>平成31年度</b> 柏市地域包括支援センター運営方針	<b>年度変更</b>
<p>1 基本的運営方針</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの構築</p> <p>すべての高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を安心して継続できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められている。</p> <p>柏市では、市内の介護・医療関係者及び地域住民組織の代表から構成する「在宅医療・介護多職種連携協議会」を組織し、地域における医療・介護の円滑な連携及びそのサービス水準の向上を図ることとしている。また、介護予防及び生活支援については、ふるさと協議会や地区社会福祉協議会等の地域組織とともに、その普及推進に努めている。</p>	<p>1 基本的運営方針</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの構築</p> <p>すべての高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を安心して継続できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められている。</p> <p>柏市では、市内の介護・医療関係者及び地域住民組織の代表から構成する「在宅医療・介護多職種連携協議会」を組織し、地域における医療・介護の円滑な連携及びそのサービス水準の向上を図ることとしている。また、介護予防及び生活支援については、ふるさと協議会や地区社会福祉協議会等の地域組織とともに、その普及推進に努めている。</p>	

- 1 -

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的機関として、柏市及び関係機関・団体とともに、その体制の構築に努めるものとする。	地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的機関として、柏市及び関係機関・団体とともに、その体制の構築に努めるものとする。	
(2) 地域包括支援ネットワークの構築	(2) 地域包括支援ネットワークの構築	
地域包括ケアを推進するには、地域包括支援ネットワークが不可欠であり、地域包括支援ネットワークの構築は、介護保険法第115条の45に基づく包括的支援事業を円滑かつ効果的に行うための共通基盤となるものである。	地域包括ケアを推進するには、地域包括支援ネットワークが不可欠であり、地域包括支援ネットワークの構築は、介護保険法第115条の45に基づく包括的支援事業を円滑かつ効果的に行うための共通基盤となるものである。	
そのためには、多様な組織・機関との間で相互に信頼される関係性を構築し、高齢者の実態把握や情報収集の契機とするとともに、様々な活動を通じて連携・協力のためのネットワークを強固なものにしていく。	そのためには、多様な組織・機関との間で相互に信頼される関係性を構築し、高齢者の実態把握や情報収集の契機とするとともに、様々な活動を通じて連携・協力のためのネットワークを強固なものにしていく。	
(3) 事業評価を通じた機能強化	(3) 事業評価を通じた機能強化	
地域包括支援センターが、機能を適切に發揮していくためには、地域包括支援センターごとに業務の状況を明らかに	地域包括支援センターが、機能を適切に発揮していくためには、地域包括支援センターごとに業務の状況を明らかに	

令和2年度柏市地域包括支援センター運営方針案(新旧対照表)

<p>し、それに基づいた機能強化を図る必要がある。このため、人員体制や業務の状況を地域包括支援センター運営協議会等を通して定期的に把握・評価し、事業の質の向上のための必要な改善を図ることとする。</p> <p>(4) 公正性及び中立性の確保</p> <p>地域包括支援センターが行う指定居宅介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、利用者の特性や意欲・意向を踏まえ、介護サービス事業者等を紹介するものとする。また、地域包括支援センターが業務委託する居宅介護支援事業者においても同様とする。</p>	<p>し、それに基づいた機能強化を図る必要がある。このため、人員体制や業務の状況を地域包括支援センター運営協議会等を通して定期的に把握・評価し、事業の質の向上のための必要な改善を図ることとする。</p> <p>(4) 公正性及び中立性の確保</p> <p>地域包括支援センターが行う指定居宅介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、利用者の特性や意欲・意向を踏まえ、介護サービス事業者等を紹介するものとする。また、地域包括支援センターが業務委託する居宅介護支援事業者においても同様とする。</p>
<p>2 地域包括支援センターの業務実施方針</p> <p>(1) 介護予防ケアマネジメント業務</p> <p>介護保険の要支援認定者及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、適切な介護予防ケアマネジメントを通じて、高齢者の自立支</p>	<p>2 地域包括支援センターの業務実施方針</p> <p>(1) 介護予防ケアマネジメント業務</p> <p>介護保険の要支援認定者及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、適切な介護予防ケアマネジメントを通じて、高齢者の自立支</p>

- 3 -

令和2年度柏市地域包括支援センター運営方針案(新旧対照表)

<p>援に向けた課題整理、目標設定及びその達成のための具体策を利用者と共有し、必要なサービス利用の調整を行うとともに、それらが日常の生活においても主体的に実施できるよう支援するものとする。また、基本チェックリスト等により介護予防が必要な高齢者の把握に努める。</p> <p>(2) 介護予防業務</p> <p>栄養・運動・社会参加に着目したフレイルの概念に基づいた介護予防の取り組みを効果的に進めるため、フレイルチェック講座を実施し、フレイルのリスクの高い高齢者に対し必要な支援を行う。また、地域住民がフレイル予防活動に主体的に取り組めるよう、地域の関係機関との連携により通いの場やサロン等市民による活動に対し、立ち上げを含めた支援やコーディネートを行い地域ぐるみのフレイル予防を推進するものとする。</p> <p>(3) 総合相談支援業務</p>	<p>援に向けた課題整理、目標設定及びその達成のための具体策を利用者と共有し、必要なサービス利用の調整を行うとともに、それらが日常の生活においても主体的に実施できるよう支援するものとする。また、基本チェックリスト等により介護予防が必要な高齢者の把握に努める。</p> <p>(2) 介護予防業務</p> <p>栄養・運動・社会参加に着目したフレイルの概念に基づいた介護予防の取り組みを効果的に進めるため、フレイルチェック講座を実施し、フレイルのリスクの高い高齢者に対し必要な支援を行う。また、地域住民がフレイル予防活動に主体的に取り組めるよう、地域の関係機関との連携により通いの場やサロン等市民による活動に対し、立ち上げを含めた支援やコーディネートを行い地域ぐるみのフレイル予防を推進するものとする。</p> <p>(3) 総合相談支援業務</p>
--	--

- 4 -

令和2年度柏市地域包括支援センター運営方針案(新旧対照表)

<p>高齢者が地域で安心して日常生活が送れるよう、様々な相談をすべて受け止め、それぞれのニーズに応じた適切な機関・制度・サービスに繋ぐとともに、継続的にフォローして、高齢者のワンストップサービス拠点としての機能を果たすものとする。</p> <p>(4) 権利擁護業務</p> <p>判断力が低下している高齢者等が介護者から適切な介護が受けられない等、高齢者の権利侵害に対して、様々な制度・サービスを活用して、尊厳ある生活<u>を送れる</u>よう、積極的に介入し支援を行<u>う</u>。</p> <p>また、高齢者虐待や消費者被害が発生している場合には、「柏市高齢者虐待防止マニュアル」等に則り、市と連携して迅速な対応を図るものとする。あわせて、成年後見制度の利用促進や消費者被害の防止等について、関係機関と協力をして普及啓発を進める。</p>	<p>高齢者が地域で安心して日常生活が送れるよう、様々な相談をすべて受け止め、それぞれのニーズに応じた適切な機関・制度・サービスに繋ぐとともに、継続的にフォローして、高齢者のワンストップサービス拠点としての機能を果たすものとする。</p> <p>(4) 権利擁護業務</p> <p>判断力が低下している高齢者等が介護者から適切な介護が受けられない等、高齢者の権利侵害に対して、様々な制度・サービスを活用して、尊厳ある生活<u>が行われる</u>よう、積極的に介入し支援を行<u>つ</u>ていく。</p> <p>また、高齢者虐待や消費者被害が発生している場合には、「柏市高齢者虐待防止マニュアル」等に則り、市と連携して迅速な対応を図るものとする。あわせて、成年後見制度の利用促進や消費者被害の防止等について、関係機関と協力をして普及啓発を進める。</p>	<p style="text-align: right;">文言修正</p>
---	---	--

- 5 -

令和2年度柏市地域包括支援センター運営方針案(新旧対照表)

<p>(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>高齢者が地域で望ましい在宅生活を継続する上で、これを阻害する複合的な課題を解決し、必要な介護サービスや社会資源の活用など、介護支援専門員のケアマネジメント業務に対する相談支援を行うほか、地域全体での多職種による連携体制を強化・構築するなどケアマネジメントが適切に提供できる環境整備に努めるものとする。</p> <p>(6) 生活支援体制整備事業の推進</p> <p>地域ケア会議や総合相談支援で把握した地域課題・資源情報を地域支えあい推進員と共有するほか、市民・団体等によるインフォーマルサービスを活用した自立に向けたケアマネジメントを行う。これらを通じて、地域支えあい推進員と連携し、地域資源の開発に向けた提案を行うなど、地域の実情に応じた生活支援体制の構築を進める。</p>	<p>(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>高齢者が地域で望ましい在宅生活を継続する上で、これを阻害する複合的な課題を解決し、必要な介護サービスや社会資源の活用など、介護支援専門員のケアマネジメント業務に対する相談支援を行うほか、地域全体での多職種による連携体制を強化・構築するなどケアマネジメントが適切に提供できる環境整備に努めるものとする。</p> <p>(6) 生活支援体制整備事業の推進</p> <p>地域ケア会議や総合相談支援で把握した地域課題・資源情報を地域支えあい推進員と共有するほか、市民・団体等によるインフォーマルサービスを活用した自立に向けたケアマネジメントを行う。これらを通じて、地域支えあい推進員と連携し、地域資源の開発に向けた提案を行うなど、地域の実情に応じた生活支援体制の構築を進める。</p>
---	---

- 6 -

<p>(7) 認知症施策の推進</p> <p>認知症になつても、住み慣れた地域で尊厳をもつて暮らし続けることができるよう認知症地域支援推進員を中心として効果的な相談支援を行うものとする。また、認知症支援の市民ボランティアであるかしわオレンジフレンズとともに、認知症の人や家族を見守るための普及啓発等を行い、認知症にやさしい地域づくりを推進するものとする。</p> <p>(8) 地域ケア会議の実施</p> <p>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施を図るために、介護支援専門員、保健医療及び福祉の専門職、民生委員等の地域関係者により構成する地域ケア会議を開催し、個別ケースの課題解決に向けた検討を行うとともに、これらを通じて地域課題の把握と地域における支援体制づくり、施策づくりに向けた検討を行うものとする。</p>	<p>(7) 認知症施策の推進</p> <p>認知症になつても、住み慣れた地域で尊厳をもつて暮らし続けることができるよう認知症地域支援推進員を中心として効果的な相談支援を行うものとする。また、認知症支援の市民ボランティアであるかしわオレンジフレンズとともに、認知症の人や家族を見守るための普及啓発等を行い、認知症にやさしい地域づくりを推進するものとする。</p> <p>(8) 地域ケア会議の実施</p> <p>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施を図るために、介護支援専門員、保健医療及び福祉の専門職、民生委員等の地域関係者により構成する地域ケア会議を開催し、個別ケースの課題解決に向けた検討を行うとともに、これらを通じて地域課題の把握と地域における支援体制づくり、施策づくりに向けた検討を行うものとする。</p>	
--	--	--

<p>3 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき事業</p> <p><u>担当圏域における日常生活圏域データや高齢者一般調査（健康と暮らしの調査）等から地域特性を把握する。さらに担当圏域の総合相談支援のデータ分析を行い、地域ケア会議等で検討した地域課題を住民と共に有し、その解決策を重点事業として計画に位置づけ、具体的な推進方策を明確にして計画的に取組むこととする。</u></p>	<p>3 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき事業</p> <p><u>担当する日常生活圏域における高齢者の状況や日常の地域包括支援センターの活動を通じて、地域のニーズ・課題等を把握し、重点的に行うべき事業を計画に位置づけ、その具体的な推進方策を明確にして計画的に取組んでいくこととする。</u></p>	<p>文言修正 正</p>
<p>4 市及び他の地域包括支援センターとの連携</p> <p>「第7期柏市高齢者いきいきプラン21」における各種施策の円滑な推進及び地域包括支援センター業務の適切な運営を図るとともに、柏市と地域包括支援センターの役割分担の調整等を行う機会として、以下の会議を定期的に開催するものとする。</p> <p>(1) 地域包括支援センター長会議</p> <p>地域包括支援センターの運営に関わる</p>	<p>4 市及び他の地域包括支援センターとの連携</p> <p>「第7期柏市高齢者いきいきプラン21」における各種施策の円滑な推進及び地域包括支援センター業務の適切な運営を図るとともに、柏市と地域包括支援センターの役割分担の調整等を行う機会として、以下の会議を定期的に開催するものとする。</p> <p>(1) 地域包括支援センター長会議</p> <p>地域包括支援センターの運営に関わる</p>	

令和2年度柏市地域包括支援センター運営方針案(新旧対照表)

<p>柏市からの情報提供や課題等を協議・意見交換する場として開催する。</p> <p>また、仕様に定める業務について、各センター間において好事例や課題、解決策等の情報共有を図る。</p> <p>(2) 専門職連携会議</p> <p>地域包括支援センターの各業務に関する統一的な事務処理や改善策等を協議・検討する場として定期的に開催する。</p> <p>ア 医療職会議</p> <p>介護予防事業の推進に関する保健師・看護師による会議</p> <p>イ 社会福祉士会議</p> <p>高齢者虐待防止及びその他権利擁護業務に関する社会福祉士による会議</p> <p>ウ 主任ケアマネ会議</p> <p>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び地域ケア会議に関する主任介護支援専門員による会議</p> <p>エ 介護予防個別会議</p> <p>自立本位の介護予防ケアマネジメン</p>	<p>柏市からの情報提供や課題等を協議・意見交換する場として開催する。</p> <p>また、仕様に定める業務について、各センター間において好事例や課題、解決策等の情報共有を図る。</p> <p>(2) 専門職連携会議</p> <p>地域包括支援センターの各業務に関する統一的な事務処理や改善策等を協議・検討する場として定期的に開催する。</p> <p>ア 医療職会議</p> <p>介護予防事業の推進に関する保健師・看護師による会議</p> <p>イ 社会福祉士会議</p> <p>高齢者虐待防止及びその他権利擁護業務に関する社会福祉士による会議</p> <p>ウ 主任ケアマネ会議</p> <p>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び地域ケア会議に関する主任介護支援専門員による会議</p> <p>エ 介護予防個別会議</p> <p>自立本位の介護予防ケアマネジメン</p>	
--	--	--

- 9 -

令和2年度柏市地域包括支援センター運営方針案(新旧対照表)

<p>トに関するケアプランナーによる会議</p> <p>才 認知症地域支援推進員会議</p> <p>認知症施策に関する認知症地域支援推進員による会議</p> <p>(3) 地域包括支援センター連携会議</p> <p>地域包括支援センターの各事業の実施状況や計画の達成状況を把握するとともに、課題の解決等について市との連携を図ることを目的に、市職員が地域包括支援センター長等と実施する。</p>	<p>トに関するケアプランナーによる会議</p> <p>才 認知症地域支援推進員会議</p> <p>認知症施策に関する認知症地域支援推進員による会議</p> <p>(3) 地域包括支援センター連携会議</p> <p>地域包括支援センターの各事業の実施状況や計画の達成状況を把握するとともに、課題の解決等について市との連携を図ることを目的に、市職員が地域包括支援センター長等と実施する。</p>	
--	--	--

- 10 -

令和 2 年度地域包括支援センター業務委託仕様書 新旧対照表

新	旧	摘要
●●地域包括支援センター業務委託仕様書 (案)	●●地域包括支援センター業務委託仕様書 (変更)	
1 件名 ●●地域包括支援センター業務委託	1 件名 ●●地域包括支援センター業務委託	
2 概要 本仕様書は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 47 の規定に基づき、柏市が設置した地域包括支援センターにおいて実施する業務に関する、必要な事項を定めるものとする。	2 概要 本仕様書は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 47 の規定に基づき、柏市が設置した地域包括支援センターにおいて実施する業務に関する、必要な事項を定めるものとする。	
3 委託期間 <u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日</u>	3 委託期間 <u>平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日</u>	年度変更
4 地域包括支援センターの設置等 (1) 設置場所 柏市 ●●	4 地域包括支援センターの設置等 (1) 設置場所 柏市 ●●	
(2) 担当地域は下表のとおりとする。	(2) 担当地域は下表のとおりとする。	

1

担当地域（小 圏域） ●●地域, ●●地域	担当地域（小 圏域） ●●地域, ●●地域
5 開設時間及び休業日 (1) 開設時間 窓口の開設時間は月曜日から土曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、夜間等の緊急の相談に備えるため、休日を含めた 24 時間対応可能な体制を確保すること。 (2) 休業日 休日は、原則次のとおりとするが、休日に地域包括支援センター事業を実施することは差し支えないものとする。 ア 日曜日 イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 ウ 12 月 29 日から同月 31 日, 1 月 2 日及び同月 3 日	5 開設時間及び休業日 (1) 開設時間 窓口の開設時間は月曜日から土曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、夜間等の緊急の相談に備えるため、休日を含めた 24 時間対応可能な体制を確保すること。 (2) 休業日 休日は、原則次のとおりとするが、休日に地域包括支援センター事業を実施することは差し支えないものとする。 ア 日曜日 イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 ウ 12 月 29 日から同月 31 日, 1 月 2 日及び同月 3 日
6 業務内容 地域包括支援センターの業務は、次に掲げるるものとする。	6 業務内容 地域包括支援センターの業務は、次に掲げるものとする。

2

<p>なお、業務の実施に当たっては、令和2年度柏市地域包括支援センター運営方針のほか、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号)、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付け老計発第1018001号)、「地域包括支援センター運営マニュアル2訂」(平成30年6月一般財団法人長寿社会開発センター発行)及び市が作成する各事業マニュアルの関係事項を踏まえ、適切な方法により行うものとする。</p> <p>また、各業務における会議、講座等の開催回数等については別表のとおりとする。</p> <p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号）</p> <p>ア 第1号事業対象者の把握等</p> <p>第1号事業を利用しようとする第1号被保険者に対して、基本チェックリストにより当該事業の対象者であることの確認を行うとともに、第1号介護予防支援事業の届出の支援を行う。</p>	<p>なお、業務の実施に当たっては、平成31年度柏市地域包括支援センター運営方針のほか、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号)、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付け老計発第1018001号)、「地域包括支援センター運営マニュアル2訂」(平成30年6月一般財団法人長寿社会開発センター発行)及び市が作成する各事業マニュアルの関係事項を踏まえ、適切な方法により行うものとする。</p> <p>また、各業務における会議、講座等の開催回数等については別表のとおりとする。</p> <p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号）</p> <p>ア 第1号事業対象者の把握等</p> <p>第1号事業を利用しようとする第1号被保険者に対して、基本チェックリストにより当該事業の対象者であることの確認を行うとともに、第1号介護予防支援事業の届出の支援を行う。</p>	年度変更
--	---	------

3

<p>イ 介護予防ケアマネジメントの実施</p> <p>要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、第1号訪問事業（訪問型サービス）、第1号通所事業（通所型サービス）のほか、一般介護予防や民間企業等による生活支援サービスを含め、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。</p> <p>なお、その一部を適当と判断された居宅介護支援事業者に委託することができる。</p> <p>(2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）</p> <p>ア 介護予防把握事業</p> <p>地域における保健・医療・福祉などの関係部門との連携や高齢者声かけ訪問事業を通じて、要介護状態・要支援状態のおそれがある高齢者についての情報を収</p>	<p>イ 介護予防ケアマネジメントの実施</p> <p>要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、第1号訪問事業（訪問型サービス）、第1号通所事業（通所型サービス）のほか、一般介護予防や民間企業等による生活支援サービスを含め、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。</p> <p>なお、その一部を適当と判断された居宅介護支援事業者に委託することができる。</p> <p>(2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）</p> <p>ア 介護予防把握事業</p> <p>地域における保健・医療・福祉などの関係部門との連携や高齢者声かけ訪問事業を通じて、要介護状態・要支援状態のおそれがある高齢者についての情報を収</p>	
---	---	--

4

<p>集し、各種の介護予防活動の取組みにつなげる。</p> <p><b>イ 介護予防普及啓発事業</b></p> <p>フレイルチェック講座や地域介護予防活動支援事業、地域イベント等、あらゆる機会を捉えて、フレイル予防に関する普及啓発をすすめる。また、多様なライフスタイルや価値観をもつ高齢者のQOLの維持向上のために、必要な資源を把握するとともに、不足している資源の開発に向けて関係者等への支援や協力をを行う。</p> <p><b>ウ 地域介護予防活動支援事業</b></p> <p>フレイル予防に資する多様な地域活動組織に対して、住民主体の取組みが継続できるよう、効果的かつ効率的に育成及び支援する。</p> <p>(3) 総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）</p> <p><b>ア 地域におけるネットワーク構築</b></p>	<p>集し、各種の介護予防活動の取組みにつなげる。</p> <p><b>イ 介護予防普及啓発事業</b></p> <p>フレイルチェック講座や地域介護予防活動支援事業、地域イベント等、あらゆる機会を捉えて、フレイル予防に関する普及啓発をすすめる。また、多様なライフスタイルや価値観をもつ高齢者のQOLの維持向上のために、必要な資源を把握するとともに、不足している資源の開発に向けて関係者等への支援や協力をを行う。</p> <p><b>ウ 地域介護予防活動支援事業</b></p> <p>フレイル予防に資する多様な地域活動組織に対して、住民主体の取組みが継続できるよう、効果的かつ効率的に育成及び支援する。</p> <p>(3) 総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）</p> <p><b>ア 地域におけるネットワーク構築</b></p>	
--	--	--

<p>支援を必要とする高齢者を把握し、適切な支援や継続的な見守りによる更なる問題の発生を防止するため、地域の医療・介護事業者、民生委員やインフォーマルサービス等の地域における様々な関係者による会議等の機会や地域ケア会議を活用してネットワークの構築を図る。</p> <p><b>イ 実態把握</b></p> <p>アにより構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行う。</p> <p><b>ウ 総合相談支援</b></p> <p>本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受け、的確な状況把握等を行い、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関等を紹介するとともに、必要に応じた専門的、継続的な支援を行う。</p>	<p>支援を必要とする高齢者を把握し、適切な支援や継続的な見守りによる更なる問題の発生を防止するため、地域の医療・介護事業者、民生委員やインフォーマルサービス等の地域における様々な関係者による会議等の機会や地域ケア会議を活用してネットワークの構築を図る。</p> <p><b>イ 実態把握</b></p> <p>アにより構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行う。</p> <p><b>ウ 総合相談支援</b></p> <p>本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受け、的確な状況把握等を行い、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関等を紹介するとともに、必要に応じた専門的、継続的な支援を行う。</p>	
--	--	--

<p><b>工 各種申請の受付</b></p> <p>相談により介護保険の要介護（支援）認定や在宅福祉サービス利用申請等が必要な際には、これらを受付け、速やかに市の所管課に提出するものとする。</p> <p>(4) 権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）</p> <p>ア 権利擁護の普及啓発 成年後見制度、消費者被害及び高齢者虐待等の予防についての普及啓発をすすめる。</p> <p>イ 成年後見制度の活用 成年後見制度の説明や申立てに当たつての関係機関の紹介等を行うほか、申立てを行う親族がいなかつたり、親族が申立てを拒否したり、本人の認知症などの理由で成年後見の利用が困難と認める場合は、市に連絡して市長申立てにつなげる。</p> <p>ウ 高齢者虐待への対応</p>	<p><b>工 各種申請の受付</b></p> <p>相談により介護保険の要介護（支援）認定や在宅福祉サービス利用申請等が必要な際には、これらを受付け、速やかに市の所管課に提出するものとする。</p> <p>(4) 権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）</p> <p>ア 権利擁護の普及啓発 成年後見制度、消費者被害及び高齢者虐待等の予防についての普及啓発をすすめる。</p> <p>イ 成年後見制度の活用 成年後見制度の説明や申立てに当たつての関係機関の紹介等を行うほか、申立てを行う親族がいなかつたり、親族が申立てを拒否したり、本人の認知症などの理由で成年後見の利用が困難と認める場合は、市に連絡して市長申立てにつなげる。</p> <p>ウ 高齢者虐待への対応</p>	
---	---	--

<p>虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応をとる。</p> <p><b>工 老人福祉施設等への措置の支援</b></p> <p>虐待等で高齢者を老人福祉施設等に措置入所させが必要と判断した場合は、市に報告し措置入所の実施を求める。</p> <p><b>才 困難事例への対応</b></p> <p>高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、専門職間で連携し、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。</p> <p><b>力 消費者被害の防止</b></p> <p>消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的に情報交換等</p>	<p>虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応をとる。</p> <p><b>工 老人福祉施設等への措置の支援</b></p> <p>虐待等で高齢者を老人福祉施設等に措置入所させが必要と判断した場合は、市に報告し措置入所の実施を求める。</p> <p><b>才 困難事例への対応</b></p> <p>高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、専門職間で連携し、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。</p> <p><b>力 消費者被害の防止</b></p> <p>消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的に情報交換等</p>	
--	--	--

<p>を行うとともに、民生委員等に対して必要な情報提供を行う。</p> <p>(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）</p> <p>ア 包括的・継続的なケア体制の構築</p> <p>在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。また、介護支援専門員が地域の健康づくりやサークル活動、通いの場等の介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、適切な情報提供を行うとともに地域の連携・協力体制を整備する。</p> <p>イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用</p> <p>地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設</p>	<p>を行うとともに、民生委員等に対して必要な情報提供を行う。</p> <p>(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）</p> <p>ア 包括的・継続的なケア体制の構築</p> <p>在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。また、介護支援専門員が地域の健康づくりやサークル活動、通いの場等の介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、適切な情報提供を行うとともに地域の連携・協力体制を整備する。</p> <p>イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用</p> <p>地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設</p>	
---	---	--

<p>定する等、介護支援専門員のネットワークの構築及びその活用を図る。</p> <p>ウ 日常的個別指導・相談</p> <p>地域の介護支援専門員の日常的な業務の実施について、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導等、専門的な見地から個別指導、相談支援を行う。</p> <p>また、介護支援専門員の資質向上のため、地域包括支援センターの各専門職、市内の医療機関・介護関係団体等とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行う。</p> <p>エ 支援困難事例等への指導・助言</p> <p>地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や地域関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。</p> <p>(6) 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）</p>	<p>定する等、介護支援専門員のネットワークの構築及びその活用を図る。</p> <p>ウ 日常的個別指導・相談</p> <p>地域の介護支援専門員の日常的な業務の実施について、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導等、専門的な見地から個別指導、相談支援を行う。</p> <p>また、介護支援専門員の資質向上のため、地域包括支援センターの各専門職、市内の医療機関・介護関係団体等とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行う。</p> <p>エ 支援困難事例等への指導・助言</p> <p>地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や地域関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。</p> <p>(6) 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）</p>	
---	---	--

<p>地域における在宅医療・介護の関係者間の連携を円滑に進めるため、在宅医療・介護多職種連携協議会の一員として各事業への協力を行う。また、柏地域医療連携センターと相互に連携し、それぞれに相談に応じたり、情報共有・普及啓発等に取り組むことにより、切れ目のないサービス提供体制の構築に努める。</p> <p>(7) 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）</p> <p>生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置された協議体と連携する。また、地域支えあい推進員との連携により、たすけあいサービス等の住民主体によるサービスの利用促進や社会資源の開発に向けた提案を行うなど、地域の実情に応じた生活支援体制の構築に努める。</p> <p>(8) 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）</p> <p>ア 認知症初期集中支援推進事業</p>	<p>地域における在宅医療・介護の関係者間の連携を円滑に進めるため、在宅医療・介護多職種連携協議会の一員として各事業への協力を行う。また、柏地域医療連携センターと相互に連携し、それぞれに相談に応じたり、情報共有・普及啓発等に取り組むことにより、切れ目のないサービス提供体制の構築に努める。</p> <p>(7) 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）</p> <p>生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置された協議体と連携する。また、地域支えあい推進員との連携により、たすけあいサービス等の住民主体によるサービスの利用促進や社会資源の開発に向けた提案を行うなど、地域の実情に応じた生活支援体制の構築に努める。</p> <p>(8) 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）</p> <p>ア 認知症初期集中支援推進事業</p>	
--	--	--

<p>認知症の早期診断・早期対応に向けた認知症初期集中支援における初期相談、チームへの情報提供及びチーム員会議への参加等、効果的な支援への連携に努める。</p> <p>イ 認知症地域支援・ケア向上事業</p> <p>(ア) 認知症地域連携の推進</p> <p>認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療・介護の関係機関や認知症サポート一等、認知症の人を支援する関係者の連携体制を構築する。</p> <p>(イ) 認知症の相談支援</p> <p>認知症の人とその家族等からの相談に対して、その知識・経験を活かした相談支援を実施するとともに、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整する。</p> <p>(ウ) 認知症の人の家族に対する支援</p> <p>認知症の人や家族を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負</p>	<p>認知症の早期診断・早期対応に向けた認知症初期集中支援における初期相談、チームへの情報提供及びチーム員会議への参加等、効果的な支援への連携に努める。</p> <p>イ 認知症地域支援・ケア向上事業</p> <p>(ア) 認知症地域連携の推進</p> <p>認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療・介護の関係機関や認知症サポート一等、認知症の人を支援する関係者の連携体制を構築する。</p> <p>(イ) 認知症の相談支援</p> <p>認知症の人とその家族等からの相談に対して、その知識・経験を活かした相談支援を実施するとともに、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整する。</p> <p>(ウ) 認知症の人の家族に対する支援</p> <p>認知症の人や家族を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負</p>	
--	--	--

<p>担を軽減するため、認知症介護者交流会又は認知症カフェ等、交流の機会を通じた支援を行う。</p> <p>(9) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48）</p> <p>ア 地域ケア個別会議</p> <p>医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう具体的な支援方策を検討し、個別課題の解決につなげる。</p> <p>イ 地域ケア推進圏域会議</p> <p>地域ケア個別会議の検討により共有された地域課題の解決や地域資源の形成等を検討する場として、地域ケア推進圏域会議を開催し、地域包括ケアシステムの強化・構築に努める。</p> <p>ウ 介護予防個別会議</p>	<p>担を軽減するため、認知症介護者交流会又は認知症カフェ等、交流の機会を通じた支援を行う。</p> <p>(9) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48）</p> <p>ア 地域ケア個別会議</p> <p>医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう具体的な支援方策を検討し、個別課題の解決につなげる。</p> <p>イ 地域ケア推進圏域会議</p> <p>地域ケア個別会議の検討により共有された地域課題の解決や地域資源の形成等を検討する場として、地域ケア推進圏域会議を開催し、地域包括ケアシステムの強化・構築に努める。</p> <p>ウ 介護予防個別会議</p>	
--	--	--

<p>介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者の自立の促進及びQOLの向上のため、市が開催する介護予防個別会議に出席及び協力し、第1号介護予防支援事業の適切かつ効果的な実施に努める。</p> <p>(10) 認知症高齢者見守り事業</p> <p>かしわオレンジSOSネットワークによる徘徊高齢者の早期発見への協力及び町会等の地域関係者と連携した徘徊模擬訓練等、地域における認知症高齢者見守り体制を構築する。</p> <p>(11) 認知症サポーター等養成事業</p> <p>認知症への理解を深め、地域で認知症の人や家族を支える認知症サポーターを養成するとともに、かしわオレンジフレンズと連携して各種の普及啓発をすすめる。</p> <p>7 人員体制</p>	<p>介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者の自立の促進及びQOLの向上のため、市が開催する介護予防個別会議に出席及び協力し、第1号介護予防支援事業の適切かつ効果的な実施に努める。</p> <p>(10) 認知症高齢者見守り事業</p> <p>かしわオレンジSOSネットワークによる徘徊高齢者の早期発見への協力及び町会等の地域関係者と連携した徘徊模擬訓練等、地域における認知症高齢者見守り体制を構築する。</p> <p>(11) 認知症サポーター等養成事業</p> <p>認知症への理解を深め、地域で認知症の人や家族を支える認知症サポーターを養成するとともに、かしわオレンジフレンズと連携して各種の普及啓発をすすめる。</p> <p>7 人員体制</p>	
--	--	--

<p>(1) 常勤の職員は次の職を有するものとし、各職種についてそれぞれ 1 名以上、計●名配置する。</p> <p>そのうち 1 名は統括責任者（センター長）を、1 名以上は認知症地域支援推進員を兼ねるものとする。なお、配置人員に欠員が生じた場合は、速やかに代替職員を補充すること。</p> <p>ア 保健師その他これに準ずる者 イ 社会福祉士その他これに準ずる者 ウ 主任介護支援専門員</p> <p>(2) 第 1 号介護予防支援事業に応じて、非常勤の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を●名配置すること。</p> <p><u>ただし、第 1 号介護予防支援事業の実情に合わせて、非常勤の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を 1 名追加して配置することができる。</u></p> <p>(3) 地域包括支援センター業務を補助する非常勤の職員を、月 10 日以内かつ週 18 時</p>	<p>(1) 常勤の職員は次の職を有するものとし、各職種についてそれぞれ 1 名以上、計●名配置する。</p> <p>そのうち 1 名は統括責任者（センター長）を、1 名以上は認知症地域支援推進員を兼ねるものとする。なお、配置人員に欠員が生じた場合は、速やかに代替職員を補充すること。</p> <p>ア 保健師その他これに準ずる者 イ 社会福祉士その他これに準ずる者 ウ 主任介護支援専門員</p> <p>(2) 第 1 号介護予防支援事業に応じて、非常勤の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を●名配置すること。</p> <p>(3) 地域包括支援センター業務を補助する非常勤の職員を、月 10 日以内かつ週 18 時</p>	<p>プランナー 1 名を配置可とする文言を追記</p>
---	---	----------------------------------

<p>間以内の範囲内で 1 名配置することができる。</p> <p>(4) 配置職員に変更が生じる場合は、30 日前までに市へ「地域包括支援センター職員配置について」をもって報告し、事前承認を得ること。</p> <p>また、変更後に「地域包括支援センター変更届出書」及び「地域包括支援センター支援システムの利用登録（利用廃止）申請書」並びに市が定める書類を提出すること。</p> <p>8 業務に要するシステム及び機器の貸与等</p> <p>(1) 機器の貸与・使用</p> <p>ア 市は、地域包括支援センター支援システムの端末機（4 台）を貸与する。</p> <p>イ 貸与された端末機は業務以外の用途に使用してはならない。</p> <p>(2) システムの使用</p> <p>ア 業務履行のために地域包括支援センター支援システムを利用する。</p>	<p>間以内の範囲内で 1 名配置することができる。</p> <p>(4) 配置職員に変更が生じる場合は、30 日前までに市へ「地域包括支援センター職員配置について」をもって報告し、事前承認を得ること。</p> <p>また、変更後に「地域包括支援センター変更届出書」及び「地域包括支援センター支援システムの利用登録（利用廃止）申請書」並びに市が定める書類を提出すること。</p> <p>8 業務に要するシステム及び機器の貸与等</p> <p>(1) 機器の貸与・使用</p> <p>ア 市は、地域包括支援センター支援システムの端末機（4 台）を貸与する。</p> <p>イ 貸与された端末機は業務以外の用途に使用してはならない。</p> <p>(2) システムの使用</p> <p>ア 業務履行のために地域包括支援センター支援システムを利用する。</p>	
---	---	--

<p>イ システムの使用に際し、市から付与されたIDを利用し、地域包括支援センター支援システムネットワーク運用規約に則り運用するとともに、適正に管理し、その使用状況を記録する。</p> <p>9 委託業務実施上の留意事項</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの推進 地域包括支援センターの運営に当たっては、センター内の3職種によるチームとしての連携・協働した対応はもちろんのこと、保健・福祉・医療の専門職やボランティアなどさまざまな関係者がそれぞれの能力を生かしながら相互に連携することにより、介護及び医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いで、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的なケアが行われるよう支援することが重要である。</p> <p>(2) センター職員の人材育成 地域包括支援センターの適切な運営とその実践力の向上のため、市が行う研修のほ</p>	<p>イ システムの使用に際し、市から付与されたIDを利用し、地域包括支援センター支援システムネットワーク運用規約に則り運用するとともに、適正に管理し、その使用状況を記録する。</p> <p>9 委託業務実施上の留意事項</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの推進 地域包括支援センターの運営に当たっては、センター内の3職種によるチームとしての連携・協働した対応はもちろんのこと、保健・福祉・医療の専門職やボランティアなどさまざまな関係者がそれぞれの能力を生かしながら相互に連携することにより、介護及び医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いで、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的なケアが行われるよう支援することが重要である。</p> <p>(2) センター職員の人材育成 地域包括支援センターの適切な運営とその実践力の向上のため、市が行う研修のほ</p>	
--	--	--

<p>かセンター内外の各種研修に積極的に参加することにより人材育成に努める。</p> <p>(3) 苦情対応 地域包括支援センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を所定の報告書にて、速やかに市に提出すること。</p> <p>(4) 公正・中立性 地域包括支援センターを運営するに当たり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に取り扱うことがないよう十分配慮すること。</p> <p>(5) 個人情報の取扱い 地域包括支援センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。 ア 地域包括支援センターにおける各事業の実施に当たり、各業務の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個</p>	<p>かセンター内外の各種研修に積極的に参加することにより人材育成に努める。</p> <p>(3) 苦情対応 地域包括支援センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を所定の報告書にて、速やかに市に提出すること。</p> <p>(4) 公正・中立性 地域包括支援センターを運営するに当たり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に取り扱うことがないよう十分配慮すること。</p> <p>(5) 個人情報の取扱い 地域包括支援センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。 ア 地域包括支援センターにおける各事業の実施に当たり、各業務の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個</p>	
--	--	--

<p>人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を得ること。</p> <p>イ 個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこと。ファイルの保管やシステムの閲覧制限など、セキュリティ管理に十分留意すること。</p> <p><u>個人情報を事務室の外部に持ち出す必要がある場合は、持出管理簿を作成し、適正な管理を行うこと。</u></p>	<p>人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を得ること。</p> <p>イ 個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこと。ファイルの保管やシステムの閲覧制限など、セキュリティ管理に十分留意すること。</p>	
<p>10 提出書類</p> <p>(1) 年度当初に「事業計画書」を提出すること。</p> <p>(2) 委託期間満了後30日以内に「事業報告書」及び「精算書」を提出すること。</p> <p>(3) 地域包括支援センターの各事業について、市の定める様式により翌月10日までに報告書を提出すること。</p> <p>(4) 自らその実施する事業の評価等を行うための準備を行うこと。</p>	<p>10 提出書類</p> <p>(1) 年度当初に「事業計画書」を提出すること。</p> <p>(2) 委託期間満了後30日以内に「事業報告書」及び「精算書」を提出すること。</p> <p>(3) 地域包括支援センターの各事業について、市の定める様式により翌月10日までに報告書を提出すること。</p> <p>(4) 自らその実施する事業の評価等を行うための準備を行うこと。</p>	<p>個人情報の持出における管理について追記</p>
<p>11 契約の内容</p>	<p>11 契約の内容</p>	

<p>総価契約とする。ただし、第1号介護予防支援事業により支払いを受けることとなる介護報酬額の算出に係る単価については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="181 1395 676 2056"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>単位</th><th>単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケアマネジメントA</td><td>介護予防ケアマネジメントによる介護予防サービス計画の作成1件当たり</td><td>「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第129号）の指定介護予防支援給付費単位表（以下「単位表」という。）に規定する介護予防支援費の単位数に、「厚生労働大</td></tr> </tbody> </table>	項目	単位	単価	ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントによる介護予防サービス計画の作成1件当たり	「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第129号）の指定介護予防支援給付費単位表（以下「単位表」という。）に規定する介護予防支援費の単位数に、「厚生労働大	<p>総価契約とする。ただし、第1号介護予防支援事業により支払いを受けることとなる介護報酬額の算出に係る単価については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="737 1395 1260 2056"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>単位</th><th>単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケアマネジメントA</td><td>介護予防ケアマネジメントによる介護予防サービス計画の作成1件当たり</td><td>「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第129号）の指定介護予防支援給付費単位表（以下「単位表」という。）に規定する介護予防支援費の単位数に、「厚生労働大</td></tr> </tbody> </table>	項目	単位	単価	ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントによる介護予防サービス計画の作成1件当たり	「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第129号）の指定介護予防支援給付費単位表（以下「単位表」という。）に規定する介護予防支援費の単位数に、「厚生労働大	
項目	単位	単価												
ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントによる介護予防サービス計画の作成1件当たり	「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第129号）の指定介護予防支援給付費単位表（以下「単位表」という。）に規定する介護予防支援費の単位数に、「厚生労働大												
項目	単位	単価												
ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントによる介護予防サービス計画の作成1件当たり	「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第129号）の指定介護予防支援給付費単位表（以下「単位表」という。）に規定する介護予防支援費の単位数に、「厚生労働大												

		臣が定める一 単位の単価」 (平成27年 厚生労働省告 示第93号) に規定する一 単位の単価 (以下「一单 位の単価」と いう。)を乗じ た額。ただ し、新規に作 成を行った場 合は、単位表 に規定する介 護予防支援費 と初回加算の 合計単位数に 一単位の単価 を乗じた額。			臣が定める一 単位の単価」 (平成27年 厚生労働省告 示第93号) に規定する一 単位の単価 (以下「一单 位の単価」と いう。)を乘じ た額。ただ し、新規に作 成を行った場 合は、単位表 に規定する介 護予防支援費 と初回加算の 合計単位数に 一単位の単価 を乗じた額。	
--	--	---	--	--	---	--

ケアマネ ジメント C	単位表に規定 する介護予防 支援費と初回 加算の合計單 位数に一單位 の単価を乗じ た額。	ケアマネ ジメント C	単位表に規定 する介護予防 支援費と初回 加算の合計單 位数に一單位 の単価を乗じ た額。
1 2 委託料等		1 2 委託料等	
(1) 支払方法		(1) 支払方法	
概算払い（年2回）		概算払い（年2回）	
(2) 精算方法		(2) 精算方法	
ア 常勤職員	年度内に実際に要した人件費（給与， 職員手当，社会保険料，退職手当積立） により精算を行う。	ア 常勤職員	年度内に実際に要した人件費（給与， 職員手当，社会保険料，退職手当積立） により精算を行う。
イ 非常勤職員	年度内に配置した職員の人員体制に基 づき，その期間・人数に応じて月割によ り精算を行う。	イ 非常勤職員	年度内に配置した職員の人員体制に基 づき，その期間・人数に応じて月割によ り精算を行う。
ウ 介護報酬費		ウ 介護報酬費	

<p>年度内に支払いを受けた指定介護予防支援及び第1号介護予防支援による収入額により精算を行う。</p> <p><b>1.3 経理</b></p> <p>地域包括支援センターの事業に係る経費と他の事業に係る経費とは明確に区別すること。</p> <p><b>1.4 センター職員の処遇改善に係る留意点</b></p> <p>委託期間中に市が実施する地域包括支援センター職員の処遇改善に該当する場合は、次の項目に留意すること。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>平成31年4月1日制定「柏市地域包括支援センター職員処遇改善事務取扱要領（以下「要領」という。）」に規定する申請書類及び精算に係る書類等を市が定める期日までに提出すること。</p> <p>(2) 支給額の用途</p> <p>市が決定した支給額は、給料または職員手当として対象職員に支給すること。</p> <p>(3) 事務の取扱い</p>	<p>年度内に支払いを受けた指定介護予防支援及び第1号介護予防支援による収入額により精算を行う。</p> <p><b>1.3 経理</b></p> <p>地域包括支援センターの事業に係る経費と他の事業に係る経費とは明確に区別すること。</p> <p><b>1.4 センター職員の処遇改善に係る留意点</b></p> <p>委託期間中に市が実施する地域包括支援センター職員の処遇改善に該当する場合は、次の項目に留意すること。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>平成31年4月1日制定「柏市地域包括支援センター職員処遇改善事務取扱要領（以下「要領」という。）」に規定する申請書類及び精算に係る書類等を市が定める期日までに提出すること。</p> <p>(2) 支給額の用途</p> <p>市が決定した支給額は、給料または職員手当として対象職員に支給すること。</p> <p>(3) 事務の取扱い</p>
--	--

23

<p>処遇改善に関する事務は、要領によるものとする。</p> <p><b>(4) 処遇改善費の返還</b></p> <p>処遇改善に関する事務が適切に履行されていないと市が判断する場合、支給した処遇改善費の返還を求める場合がある。</p> <p><b>1.5 本案件は、新年度予算の議会の可決を得たとき効力を生じるものとする。ただし、議会の可決を得られないときは、この契約は無効となり、市は損害賠償の責めを負わない。</b></p> <p><b>1.6 本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、市と協議の上、決定する。</b></p> <p><b>1.7 担当</b></p> <p>住所：柏市柏下65-1 ウエルネス柏 電話：04-7167-2318 FAX：04-7167-8381 柏市保健福祉部地域包括支援課</p>	<p>処遇改善に関する事務は、要領によるものとする。</p> <p><b>(4) 処遇改善費の返還</b></p> <p>処遇改善に関する事務が適切に履行されていないと市が判断する場合、支給した処遇改善費の返還を求める場合がある。</p> <p><b>1.5 本案件は、新年度予算の議会の可決を得たとき効力を生じるものとする。ただし、議会の可決を得られないときは、この契約は無効となり、市は損害賠償の責めを負わない。</b></p> <p><b>1.6 本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、市と協議の上、決定する。</b></p> <p><b>1.7 担当</b></p> <p>住所：柏市柏下65-1 ウエルネス柏 電話：04-7167-2318 FAX：04-7167-8381 柏市保健福祉部地域包括支援課</p>
---	---

24

令和2年度柏市地域包括支援センター業務委託仕様書別表

地域包括支援センター 主催事業	
<b>権利擁護事業</b>	
権利擁護講座 ※1 (成年後見制度 消費者被害 高齢者虐待等)	年2回以上
<b>包括的・継続的ケアマネジメント支援事業</b>	
地域包括ケア地区別研修	年2回以上
事例検討会 ※2	年1回以上
地域ケア個別会議	年4回以上
地域ケア推進圏域会議	年1回以上
<b>認知症総合事業等</b>	
認知症サポートーオープン講座	年1回以上
オレンジフレンズ交流会	年1回以上
認知症介護者交流会又認知症カフェ ※2	年2回以上
認知症徘徊模擬訓練 ※2	年1回以上
<b>一般介護予防事業</b>	
フレイルチェック講座	小圏域ごとに年1回以上
サークルやサロン等の地域の団体への支援	フレイル予防マップ掲載団体に 対し、各団体原則年1回以上
<b>その他</b>	
継続的で自主的な活動への支援 ※3	小圏域ごとに原則1団体以上の 立ち上げ支援を目標
地域包括支援センター連携会議	月1回

※1 地域住民を対象に実施する。また、1つのテーマに偏らないよう実施する。  
なお、消費者被害防止をテーマとした講座は、消費生活センター等の関係機関と共催による実施も可能とする。

※2 概ね中圏域を目安として、隣接する地域包括支援センターとの合同開催も可とする。

※3 通いの場、たすけあいサービス、ロコモ予防、認知症家族会、男性介護者会等、活動の種類は問わない。

平成31年度柏市地域包括支援センター業務委託仕様書別表

地域包括支援センター 主催事業	
<b>権利擁護事業</b>	
権利擁護講座 ※1 (成年後見制度 消費者被害 高齢者虐待等)	年2回以上
<b>包括的・継続的ケアマネジメント支援事業</b>	
地域包括ケア地区別研修	年2回以上
事例検討会 ※2	年1回以上
地域ケア個別会議	年4回以上
地域ケア推進圏域会議	年1回以上
<b>認知症総合事業等</b>	
認知症サポートーオープン講座	年1回以上
オレンジフレンズ交流会	年1回以上
認知症介護者交流会又認知症カフェ ※2	年2回以上
認知症徘徊模擬訓練 ※2	年1回以上
<b>一般介護予防事業</b>	
フレイルチェック講座	小圏域ごとに年1回以上
サークルやサロン等の地域の団体への支援	フレイル予防マップ掲載団体に 対し、各団体原則年1回以上
<b>その他</b>	
継続的で自主的な活動への支援 ※3	小圏域ごとに原則1団体以上の 立ち上げ支援を目標
地域包括支援センター連携会議	月1回

※1 消費者被害をテーマとした講座は、消費生活センター等の関係機関と共催による実施も可能とするが、同じテーマに偏らないように実施する。

※2 概ね中圏域を目安として、隣接する地域包括支援センターとの合同開催も可とする。

※3 通いの場、たすけあいサービス、ロコモ予防、認知症家族会、男性介護者会等、活動の種類は問わない。